

第5章 保存と活用

旧沼津御用邸苑地の保存と活用について、それぞれの基本方針を以降に示す。指定範囲内外に関わらず、一体的な保存活用を図ることを基本とする。

第1節 保存の基本方針

旧沼津御用邸苑地の本質的価値である①松林、②眺望景観、③御用邸時代の建造物・構造物等を次世代へ継承するため、それぞれの特性に応じた方針を定め、指定範囲内外に関わらず、一体的に保全または保存の措置を講じる。さらに、指定地の隣接する牛臥海岸で実施されている高潮対策事業の影響については、①松林と②眺望景観に共通する課題であることから、その保存方針については最後にまとめて整理する。

①松林の保全

松林をより良好な状態で継承する。そのためには、地区の特性を踏まえ、適切な維持管理を行う必要がある。まずは詳細な現況調査を行い、クロマツの分布位置や個体の健全度を判定した管理台帳を作成する。次に調査結果に基づき、松林の生育に適した林床、立木密度、名勝地としてふさわしい景観を保全するための管理計画を策定する。また、継続して調査を行う。調査結果を検討し、必要に応じてコードラートを追加設定する。

②眺望景観の保全

良質な眺望景観を望む展望地点を確保する。そのためには、クロマツを含む樹木の伐倒作業によって、通景を確保する。

③御用邸時代の建造物・構造物の保存

貴重な御用邸建築をより良好な状態で保存する。また、東西附属邸や厩舎などは貸会議室、展示施設や喫茶室等として活用していることから詳細な建物調査を行い、管理台帳を作成する。昭和45年以降の改修履歴を整理し、必要な改修を行う。その際には、事前調査を実施し、有識者へ助言を求めるなど極力原型を留める。さらに、使用していないまたは非公開としている建造物等についても、活用を視野に入れ、保存の措置を講じるものとする。

●牛臥海岸高潮対策事業に対する保全

①松林の保全

工事の計画範囲に含まれるマツのうち、風致景観に寄与している一部の大径木については移植や根回しを行い、可能な限り保存することを優先する。

②眺望景観の保全

造成された地区の修景を行い、防潮堤工事による影響を可能な限り最小限に留める。また、境界柵として設置されているフェンスの意匠の検討を行う。

第2節 活用の基本方針

旧沼津御用邸苑地は、沼津御用邸記念公園という市民の文化教養活動、交流の場としてだけでなく、国指定名勝であることから文化財としての本質的価値を踏まえた活用を図る。また、「ぬまづの宝」として沼津市の魅力と個性を発揮するにぎわいの場として活用していく。

旧沼津御用邸苑地の本質的価値の保存を前提に、以降に基本方針を示す。

①文化財としての価値の普及

旧沼津御用邸苑地の名勝として認識を高め、その価値を普及するため、公園だけでなく、観光や広報、文化財の管理を担う部署と連携し、効果的な情報発信を行う体制を整えるとともに、沼津港や我入道公園などの周辺施設との連携による周遊性の向上を図っていく。また、ホームページの充実を図り、SNSの活用を推進するとともに、有識者による講演会を開催するなど、より多くの人々の関心を集め、その価値への理解を深める。

②文化財としての活用の展開

利用者の旧沼津御用邸苑地の名勝としての価値への理解を深める活用の方法を検討する。文化財として学校教育や社会教育に活用してもらう可能性を考察する。新たにその価値を理解した活用を展開し、その他の文化財関連施設と連携するなど旧沼津御用邸苑地の活性化に努め、地域の活性化へ繋げる。